

掛川市条例第8号

掛川市スポーツ施設条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市スポーツ施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、掛川市スポーツ施設の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興を図るとともに、市民の健康及び体力を増進させるため、掛川市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を設置する。

2 スポーツ施設の名称及び位置は、次の表に定めるとおりとする。

名 称			位 置
掛川市いこいの広場			掛川市細谷1686番地
掛川市安養寺運動公園			掛川市淡陽116番地
掛川市下垂木多目的広場			掛川市下垂木2243番地の1
掛川市海洋センター	掛川海洋センター	体育館	掛川市大池2192番地
		艇庫	掛川市大池2313番地の3
	大東海洋センター	艇庫	掛川市国安2808番地の15
	大須賀海洋センター	プール	掛川市沖之須1924番地の1
掛川市大東総合運動場			掛川市国安3300番地の1
掛川市大東北運動場			掛川市下土方407番地
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場			掛川市千浜8572番地の3
東遠カルチャーパーク総合体育館			掛川市大池2250番地
掛川市大須賀運動場			掛川市西大淵6220番地の1
掛川市南体育館			掛川市大淵14234番地の1

(供用日等)

第3条 スポーツ施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(スポーツ施設の管理)

第4条 スポーツ施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が行うスポーツ施設の管理の業務は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ施設の使用の許可に関する業務

(2) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ施設の運営に関し市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第5条 スポーツ施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、スポーツ施設の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) スポーツ施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、スポーツ施設の使用を不相当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、スポーツ施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(1) 掛川市いこいの広場 別表第1に定める額

(2) 掛川市安養寺運動公園 別表第2に定める額

- (3) 掛川市下垂木多目的広場 別表第3に定める額
- (4) 掛川市海洋センター 別表第4に定める額
- (5) 掛川市大東総合運動場 別表第5に定める額
- (6) 掛川市大東北運動場 別表第6に定める額
- (7) 掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場 別表第7に定める額
- (8) 東遠カルチャーパーク総合体育館 別表第8に定める額
- (9) 掛川市大須賀運動場 別表第9に定める額
- (10) 掛川市南体育館 別表第10に定める額

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の収支均衡を図ることができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、スポーツ施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(掛川市いこいの広場条例等の廃止)

2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

- (1) 掛川市いこいの広場条例(平成17年掛川市条例第166号)
- (2) 掛川市安養寺運動公園条例(平成17年掛川市条例第167号)
- (3) 掛川市下垂木多目的広場条例(平成17年掛川市条例第168号)
- (4) 掛川市海洋センター条例(平成17年掛川市条例第170号)
- (5) 掛川市大東体育施設条例(平成17年掛川市条例第172号)
- (6) 東遠カルチャーパーク総合体育館条例(平成17年掛川市条例第230号)
- (7) 掛川市大須賀運動場条例(平成17年掛川市条例第231号)
- (8) 掛川市南体育館条例(平成25年掛川市条例第32号)
- (9) 掛川市いこいの広場条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第43号)
- (10) 掛川市安養寺運動公園条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第44号)
- (11) 掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第45号)
- (12) 掛川市大東体育施設条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第46号)
- (13) 東遠カルチャーパーク総合体育館条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第47号)
- (14) 掛川市大須賀運動場条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第48号)
- (15) 掛川市南体育館条例の一部を改正する条例(平成28年掛川市条例第49号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第8条関係）

1 野球場利用料金

（単位：円）

区分 \ 使用時間	午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
野球場	2,050	3,700	3,700	1,850
放送設備及びSBO表示板	510	1,020	1,020	510
スコアボード及びオーダーボード	300	510	510	300

備考

- 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 野球場の利用者が入場料（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定した額）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 野球場の利用者が入場料を徴収する場合における利用料金の額は、2に定めるもののほか、入場料の徴収総額の5パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、入場料の徴収総額が利用料金の額を超えない場合は、この限りでない。
- 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 多目的広場利用料金

（単位：円）

区分 \ 使用時間	午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
全面使用	1,600	2,880	2,880	2,880
片面使用	800	1,440	1,440	1,440

備考 1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

3 テニスコート利用料金

(単位：円)

使用時間	単位	金額
午前6時30分から午前8時30分まで	1面	610
午前8時30分から午前10時30分まで	1面	610
午前10時30分から午後零時30分まで	1面	610
午後1時から午後3時まで	1面	610
午後3時から午後5時まで	1面	610
午後5時から午後7時まで	1面	610
午後7時から午後9時30分まで	1面	720

備考 1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

4 附帯設備等利用料金

(単位：円)

区分	種類		単位	金額
多目的広場	照明施設	全面使用	30分	2,880
		片面使用	30分	1,850
テニスコート	照明施設		30分	200
	練習板		1人	100

別表第2（第8条関係）

1 多目的グラウンド利用料金

（単位：円）

使 用 時 間	金 額
午前6時から午前8時30分まで	800
午前8時30分から午後1時まで	1,440
午後1時から午後5時まで	1,440
午後5時から午後9時30分まで	1,440

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合には、利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 テニスコート利用料金

（単位：円）

使 用 時 間	単 位	金 額
午前6時30分から午前8時30分まで	1面	410
午前8時30分から午前10時30分まで	1面	410
午前10時30分から午後零時30分まで	1面	410
午後1時から午後3時まで	1面	410
午後3時から午後5時まで	1面	410
午後5時から午後7時まで	1面	410
午後7時から午後9時30分まで	1面	510

備考 1の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

3 水泳プール利用料金

(単位：円)

使用区分			使用時間				
			午前6時 45分から 午前8時 45分まで	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時まで	午後4時 15分から 午後6時 15分まで	午後5時 から午後 8時まで
専用 使用	高校生 以上	30人以下	16,250	—	—	16,250	—
		30人超え50人以下	21,600	—	—	21,600	—
		50人超え	32,400	—	—	32,400	—
	中学生 以下	30人以下	8,120	—	—	8,120	—
		30人超え50人以下	10,800	—	—	10,800	—
		50人超え	16,250	—	—	16,250	—
個人 使用	当日券	一般	—	300	300	—	300
		小・中学生	—	200	200	—	200
		3歳以上	—	100	100	—	100
	回数券	一般	1冊(11回分)につき3,080				
		小・中学生	1冊(11回分)につき2,050				
		3歳以上	1冊(11回分)につき1,020				

4 公園管理棟利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
ミーティングルーム	1時間	200

5 照明設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
多目的グラウンド	30分	1,440
テニスコート	30分	200

別表第3（第8条関係）

（単位：円）

区分 \ 使用時間	午前8時30分 から午前10時 30分まで	午前10時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで
全面使用	1,850	1,850	1,850	1,850
片面使用	920	920	920	920

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

別表第4（第8条関係）

1 掛川海洋センター利用料金

（単位：円）

区分		使用時間			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時30分 まで	午後3時30分 から午後6時 30分まで	午後6時30分 から午後9時 30分まで
屋内運動場	全面使用	1,020	850	1,020	1,020
	半面使用	510	420	510	510
研修室		1時間につき200			

備考

- 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 使用者が入場料（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定した額）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰り上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰り上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰り上げが 1時間以内の場合	超過又は繰り上げが 1時間を超え2時 間以内の場合	超過又は繰り上げが 2時間を超え3時 間以内の場合	超過又は繰り上げが 3時間を超える場 合
供用時間 内に使用 した場合 の超過又 は繰り上 げ利用料 金	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額
供用時間 外に使用 した場合 の超過又 は繰り上 げ利用料 金	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額

5 備考4の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額（1から3までのいずれかに該当する場合は、1から3までにより算定した額）の1時間当たりの額をいう。

6 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

7 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 大東海洋センター利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
艇庫会議室	1時間	200

備考 1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

3 大須賀海洋センター利用料金

(単位：円)

区 分		使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで
プール	大人		200	200	200
	小人		100	100	100
	3歳以上		50	50	50

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

4 附帯設備利用料金

(単位：円)

区 分	種 類		単 位	金 額
掛川海洋センター	照明施設（屋内運動場）		30分	100
	舟艇	大人	3時間	200
		小人	3時間	100
大東海洋センター	舟艇	大人	3時間	200
		小人	3時間	100

備考 3の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第5（第8条関係）

1 大東総合運動場利用料金

（単位：円）

区 分			使 用 時 間	金 額	
				市 内	市 外
野球場			午前6時から午前8時30分まで	1,020	2,050
			午前8時30分から午後1時まで	1,850	3,700
			午後1時から午後5時まで	1,850	3,700
			午後5時から午後9時30分まで	1,850	3,700
多目的広場			午前6時から午前8時30分まで	910	1,820
			午前8時30分から午後1時まで	1,640	3,290
			午後1時から午後5時まで	1,640	3,290
			午後5時から午後7時まで	820	1,640
テニスコート（1面）			午前6時30分から午前8時30分まで	610	1,230
			午前8時30分から午前10時30分まで	610	1,230
			午前10時30分から午後零時30分まで	610	1,230
			午後1時から午後3時まで	610	1,230
			午後3時から午後5時まで	610	1,230
			午後5時から午後7時まで	610	1,230
			午後7時から午後9時30分まで	720	1,440
グラウンドゴルフ場	全面	専用利用	午前9時から午後零時まで	5,100	10,200
			午後1時から午後4時まで	5,100	10,200
		個人利用	午前9時から午後零時まで	100	200
			午後1時から午後4時まで	100	200
	半面	専用利用	午前9時から午後零時まで	2,550	5,100
			午後1時から午後4時まで	2,550	5,100
		個人利用	午前9時から午後零時まで	100	200
			午後1時から午後4時まで	100	200
プール	専用使用	高校生以上	30人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	16,250
			午後4時15分から午後6時15分まで	16,250	

		30人超え 50人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	21,600	
			午後4時15分から午後6時15分まで	21,600	
		50人超え	午前6時45分から午前8時45分まで	32,400	
			午後4時15分から午後6時15分まで	32,400	
		中学生 以下	30人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	8,120
				午後4時15分から午後6時15分まで	8,120
			30人超え 50人以下	午前6時45分から午前8時45分まで	10,800
				午後4時15分から午後6時15分まで	10,800
		50人超え	午前6時45分から午前8時45分まで	16,250	
			午後4時15分から午後6時15分まで	16,250	
	個人 使用	一般	午前9時から正午まで	300	
			午後1時から午後4時まで	300	
		小・中学生	午前9時から正午まで	200	
			午後1時から午後4時まで	200	
3歳以上		午前9時から正午まで	100		
		午後1時から午後4時まで	100		

備考

- この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは市内以外のものをいう。
- 多目的広場の一部を使用する場合における利用料金の額は、使用面積が多目的広場の面積の2分の1以下のときは、所定の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

2 照明設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
野球場	30分	2,160
テニスコート	30分	200

別表第6（第8条関係）

1 大東北運動場利用料金

（単位：円）

区 分	使 用 時 間	金 額	
		市 内	市 外
多目的広場	午前6時から午前8時30分まで	800	1,600
	午前8時30分から午後1時まで	1,440	2,880
	午後1時から午後5時まで	1,440	2,880
	午後5時から午後7時まで	720	1,440
テニスコート（1面）	午前6時30分から午前8時30分まで	610	1,230
	午前8時30分から午前10時30分まで	610	1,230
	午前10時30分から午後零時30分まで	610	1,230
	午後1時から午後3時まで	610	1,230
	午後3時から午後5時まで	610	1,230
	午後5時から午後7時まで	610	1,230
	午後7時から午後9時30分まで	720	1,440

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは市内以外のものをいう。

2 照明設備利用料金

（単位：円）

区 分	単 位	金 額
テニスコート	30分	200

別表第7（第8条関係）

1 大東ビーチスポーツ公園運動場利用料金

（単位：円）

区 分	使 用 時 間	単 位	金 額	
			市 内	市 外
ビーチバレーコート	午前6時から午前9時まで	1面	300	610
	午前9時から午後1時まで	1面	410	820
	午後1時から午後5時まで	1面	410	820

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは市内以外のものをいう。

2 備品利用料金

（単位：円）

区 分	単 位	金 額
バレー用具	1対	100
サッカーゴール	1対	200

別表第8（第8条関係）

1 施設利用料金

(1) アリーナ

(単位：円)

区分				使用時間					
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで		
アマチュアスポーツ等に使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	一般	4,920	4,100	4,920	4,920		
			高校生以下	2,460	2,050	2,460	2,460		
		4分の3面	一般	3,690	3,070	3,690	3,690		
			高校生以下	1,840	1,530	1,840	1,840		
		半面	一般	2,460	2,050	2,460	2,460		
			高校生以下	1,230	1,020	1,230	1,230		
		4分の1面	一般	1,230	1,020	1,230	1,230		
			高校生以下	610	500	610	610		
		入場料を徴収する場合	2,000未満			14,760	12,300	14,760	14,760
			2,000以上3,000未満			17,220	14,350	17,220	17,220
			3,000以上4,000未満			19,680	16,400	19,680	19,680
			4,000以上			24,600	20,500	24,600	24,600
	控室1				1時間につき300				
	控室2				1時間につき300				
	控室4				1時間につき300				
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	一般	12,300	10,250	12,300	12,300	
				高校生以下	6,150	5,120	6,150	6,150	
			4分の3面	一般	9,220	7,680	9,220	9,220	
				高校生以下	4,610	3,840	4,610	4,610	
			半面	一般	6,150	5,120	6,150	6,150	
高校生以下				3,070	2,550	3,070	3,070		
4分の1面			一般	3,070	2,550	3,070	3,070		
			高校生以下	1,530	1,270	1,530	1,530		

入場料を徴収する場合	2,000未満	36,900	30,750	36,900	36,900
	2,000以上3,000未満	43,050	35,870	43,050	43,050
	3,000以上4,000未満	49,200	41,000	49,200	49,200
	4,000以上	61,500	51,250	61,500	61,500
控室 1	1時間につき770				
控室 2	1時間につき770				
控室 4	1時間につき770				

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰上げが1時間以内の場合	超過又は繰上げが1時間を超え2時間以内の場合	超過又は繰上げが2時間を超え3時間以内の場合	超過又は繰上げが3時間を超える場合
開館時間内に使用した場合の超過又は繰上げ利用料金	基準額の100パーセントに相当する額	基準額の200パーセントに相当する額	基準額の300パーセントに相当する額	基準額の100パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額
開館時間外に使用した場合の超過又は繰上げ利用料金	基準額の150パーセントに相当する額	基準額の300パーセントに相当する額	基準額の450パーセントに相当する額	基準額の150パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間を乗じて得た額

- 2 備考1の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額の1時間当たりの額をいう。
- 3 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 武道場

(単位：円)

区分			使用時間			
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで
アマチュアスポーツ等に使用する場合	全面	一般	1,850	1,540	1,850	1,850
		高校生以下	920	760	920	920
	半面	一般	920	760	920	920
		高校生以下	460	380	460	460
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面		4,620	3,850	4,620	4,620
	半面		2,310	1,920	2,310	2,310

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(3) 弓道場

(単位：円)

区分			使用時間				
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで	
専用使用	アマチュアスポーツ等に使用する場合	全面	一般	920	760	920	920
			高校生以下	460	380	460	460
		半面 (5立)	一般	510	420	510	510
			高校生以下	250	200	250	250
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面		2,300	1,910	2,300	2,300
		半面(5立)		1,270	1,050	1,270	1,270
個人使用	一般		3時間につき100				
	高校生以下		3時間につき50				
和室	アマチュアスポーツ等に使用する場合		1時間につき200				
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合		1時間につき500				

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(4) 研修室

(単位：円)

区 分		単 位	金 額
非営利目的に使用する場合	全面	1 時間	610
	片面	1 時間	300
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面	1 時間	1,520
	片面	1 時間	760

(5) プール・トレーニング室・スタジオ

(単位：円)

区 分		単 位	金 額	
プール	個人使用	一般	1 回	510
		小・中学生	1 回	200
		3 歳以上	1 回	100
	プログラム（受講料のみ）		30分	200
	専用使用 （1 コース）	一般	1 時間	3,080
		高校生以下	1 時間	1,230
トレーニング室	大人（高校生以上）	1 回	410	
	小人（中学生）	1 回	200	
スタジオ	専用使用	アマチュアスポーツ等	1 時間	610
		商業宣伝、営業目的等	1 時間	1,520
	個人使用	プログラム（施設利用料 金と受講料の合計額）	30分	610
			45分	720
			60分	820
	共通定期券		1 月	7,000
共通回数券	100円利用券60枚綴り		5,140	
	100円利用券11枚綴り		1,020	
	100円利用券		100	
法人利用券（プール及びト レーニング室に限る。）	法人	1 口1,000枚	308,570	
		1 口300枚	102,850	
		1 口150枚	51,420	
	個人	1 枚	410	

2 照明設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額	
アリーナ	全面全点灯	1 時間	1,440
	全面 2 分の 1 点灯	1 時間	720
	半面全点灯	1 時間	720
	半面 2 分の 1 点灯	1 時間	360
	4 分の 1 面全点灯	1 時間	360
	4 分の 1 面 2 分の 1 点灯	1 時間	180
武道場	全面点灯	1 時間	510
	半面点灯	1 時間	250

3 冷暖房・空調設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額	
アリーナ	全面	1 時間	5,140
	控室 1	1 時間	100
	控室 2	1 時間	100
	控室 4	1 時間	100
武道場	全面	1 時間	1,020
スタジオ	全面	1 時間	410
弓道場専用使用	全面	1 時間	200
研修室	全面	1 時間	200

4 備品利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示板	1 式	1,020
バスケットゴール	1 対	510
フットサルゴール	1 対	200
ハンドボールゴール	1 対	200
バレーボール用具	1 コート	200

バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
レクリエーション用具	1 種目 1 セット	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

5 その他利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
メインアリーナ放送室	1 式	5,140
放送設備 (アリーナ・武道場・弓道場・研修室・スタジオ)	各 1 式	1,020
託児 (生後 6 月から就学前までの幼児)	1 人	300

別表第9（第8条関係）

1 大須賀運動場利用料金

（単位：円）

施設名	使用時間	金額
野球場・陸上競技場	午前6時から午前8時30分まで	800
	午前8時30分から午後1時まで	1,440
	午後1時から午後5時まで	1,440
	午後5時から午後9時30分まで	1,440
テニスコート（1面）	午前6時30分から午前8時30分まで	410
	午前8時30分から午前10時30分まで	410
	午前10時30分から午後零時30分まで	410
	午後1時から午後3時まで	410
	午後3時から午後5時まで	410
	午後5時から午後7時まで	410
	午後7時から午後9時30分まで	510

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合には、利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 照明設備利用料金

（単位：円）

区分	単位	金額
野球場・陸上競技場	30分	1,020
テニスコート	30分	200

別表第10（第8条関係）

1 施設利用料金

(1) アリーナ

(単位：円)

区分		使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで
入場料を徴収しない場合	全面	一般		3,690	3,070	3,690	3,690
		高校生以下		1,840	1,530	1,840	1,840
	3分の2面	一般		2,460	2,050	2,460	2,460
		高校生以下		1,230	1,020	1,230	1,230
	半面	一般		1,840	1,530	1,840	1,840
		高校生以下		920	760	920	920
	3分の1面	一般		1,230	1,020	1,230	1,230
		高校生以下		610	500	610	610
入場料を徴収する場合	2,000未満			11,070	9,220	11,070	11,070
	2,000以上3,000未満			12,910	10,750	12,910	12,910
	3,000以上4,000未満			14,760	12,300	14,760	14,760
	4,000以上			18,450	15,370	18,450	18,450

備考

- 1 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額（トレーニング室を除く。）は、入場料の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。ただし、使用時間の超過又は繰上げは、前後の使用に支障のない場合のみ認めるものとする。

	超過又は繰上げが1時間以内の場合	超過又は繰上げが1時間を超え2時間以内の場合	超過又は繰上げが2時間を超え3時間以内の場合	超過又は繰上げが3時間を超える場合
開館時間内に使用した場合の超過又は繰上げ利用料金	基準額の100パーセントに相当する額	基準額の200パーセントに相当する額	基準額の300パーセントに相当する額	基準額の100パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間に乗じて得た額
開館時間外に使用した場合の超過又は繰上げ利用料金	基準額の150パーセントに相当する額	基準額の300パーセントに相当する額	基準額の450パーセントに相当する額	基準額の150パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間に乗じて得た額

- 3 備考2の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定した額）の1時間当たりの額をいう。
- 4 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 5 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 体力測定室

(単位：円)

区分		使用時間			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時30分まで	午後3時30分から午後6時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで
全面	一般	920	760	920	920
	高校生以下	460	380	460	460
半面	一般	460	380	460	460
	高校生以下	230	190	230	230

備考 (1)の表備考の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(3) 研修室・会議室・相談室・談話室

(単位：円)

区	分	単	位	金	額
研修室	全面	1	時間		610
	半面	1	時間		300
会議室・相談室・談話室		1	時間		300

備考 (1)の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

(4) トレーニング室

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
大人（高校生以上）	1回	410
小人（中学生）	1回	200
共通定期券	1月	7,000

2 照明設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額	
アリーナ	全面全点灯	1時間	1,080
	全面3分の2点灯	1時間	720
	半面全点灯	1時間	540
	3分の1面全点灯	1時間	360
体力測定室	全面点灯	1時間	250
	半面点灯	1時間	120

3 冷暖房・空調設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
体力測定室	1時間	510
研修室	1時間	200
会議室	1時間	100
相談室	1時間	100
談話室	1時間	100

4 備品利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示器	1式	200
バスケットボール用具	1コート	200

フットサル用具	1 コート	200
ハンドボール用具	1 コート	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

5 その他利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
放送設備	1 式	1,020
託児（生後6月から就学前までの幼児）	1 人	300